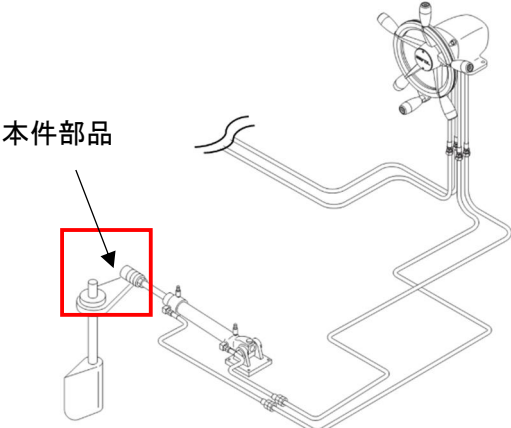



## 船舶インシデント調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	令和6年10月6日 09時55分頃
発生場所	福岡県福岡市能古島 <sup>のこの</sup> 東方沖 能古島灯台から真方位145° 1.9海里付近 （概位 北緯33° 36.7′ 東経130° 19.6′）
インシデントの概要	遊漁船 <sup>ギョスウイ</sup> GYOSUI-Ⅲは、航行中、舵の操作ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年12月17日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 GYOSUI-Ⅲ、6.6トン
船舶番号、船舶所有者等	290-50331福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船底への貝や藻類付着防止のために航走する目的で出航した。</p> <p>船長は、能古島東方沖を北進中、定係地に戻ろうと舵輪を右に回しても舵が効かなかったため、主機操縦ハンドルを中立に操作して舵板を点検したところ、舵輪を回しても舵板が動かないことが分かった。</p> <p>船長は、自力での航行を諦め、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇に横抱きされ、福岡市姪浜<sup>めいのはま</sup>所在の船溜まり<sup>だ</sup>に戻った。</p> <p>機関整備会社は、本インシデント後、本船の操舵系統を点検した際、‘舵輪から舵に動力を伝達する舵上部の部品’（以下「本件部品」という。）が経年劣化によって破断しており、舵板を動かすことができなくなっていることを確認した。</p> <p>船長は、令和2年3月頃に本船を中古で購入後、操舵系統に不具合を感じたことがなかったため、本件部品を点検したことがなかった。</p> <p>鉄製の本件部品は、腐食によって塗装が剥がれ落ち、溶接部が破断していた。</p> <p>（図1、写真1 参照）</p>

	 <p style="text-align: center;">図 1 操舵系統の概略</p>  <p style="text-align: center;">写真 1 本件部品の破断状況</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、航行中、本件部品が破断したことから、舵を操作できなくなり、運航不能となったものと推定される。</p> <p>本件部品は、機関整備会社の確認結果から、経年劣化していたものと推定される。</p> <p>船長は、本船を中古で購入後、操舵系統に不具合を感じたことがなかったことから、本件部品を点検していなかったものと考えられる。</p> <p>本件部品の劣化状況は、発航前検査では確認が困難であり、運航時間等を考慮し、定期的な点検整備が必要と考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、船長が、本船を中古で購入後、本件部品を点検していなかったため、本船が航行中、本件部品が経年劣化によって破断し、舵を操作できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船齢の古い小型船舶の所有者は、運航時間又は経過年数を考慮し、操舵系の部品の腐食の有無等を定期的に確認し、腐食が認められる場合は補修等を行うこと。</li> </ul>